

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、
規定の整備をする必要による。